

令和3年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における
県有施設の見直しについて（関係分） …… 1
- 2 デジタル社会推進局について …… 5
- 3 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況について …… 7、別紙1
- 4 関係団体に対する県の事務支援に係る点検結果について …… 11
- 5 令和2年度「スマート改革」の進捗状況について …… 15、別紙2
- 6 「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）」
について …… 17、別紙3
- 7 審議会等の審議状況について …… 21

【別紙資料】

- (別紙1) 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績
(別紙2) 令和2年度スマート改革 主な取組 進捗状況
(別紙3) 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（案）

令和3年3月16日

総 務 部

1 『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて(関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月～令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	旧三重県鳥居会館 <直営>	<p>廃止(貸付又は用途変更)</p> <p>当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。</p> <p><u>建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止(貸付又は用途変更)の方向で検討を進める。</u></p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4～5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6～7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7～12 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討 ・H31.1～ 破損個所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施 ・R1.12～ 県庁周辺の県有地として利活用の検討 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用には建物の解体が必要であるが、多額の経費が必要なため、財政状況を考慮しながら実施を検討 ・定期借地での利用用途を前提に業者へ聞き取りをした結果、<u>立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用が望めない</u> ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 ・将来見込まれる県庁周辺の再整備の際に、代替用地として必要となる可能性がある ・公園混雑地のため、売却等の処分を行う際には、測量・分筆・登記等の整理が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁周辺の限られた県有地として、将来の活用を見据えて土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく 	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p><浜島住宅></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.7~9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) ・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) ・H31.1~売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整 ・R2.11~接道条件の改善に向けた課題の洗い出し <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の接道条件が悪く利活用に制約があることや立地条件から、民間ニーズは低いと見込まれる ・建物(2棟)が残置しているため更地化には解体費が必要 ・売却後に振動や汚染の発生する施設が設置されると、隣接する栽培漁業センターの種苗生産に悪影響を及ぼす可能性があるため望ましくない <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却に向けて、接道条件の改善のための手続き(測量・分筆)を進める <p><尾鷲13号></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.6~尾鷲市と県有地内私道の取扱に関する協議 ・H31.1~尾鷲市との協議に向けた情報収集、検討 ・R1.10~貸付も考慮した利活用方法の再検討 ・R2.4.1 隣接する尾鷲寮の入居者の転居完了、用途廃止手続き ・R2.8 尾鷲寮との一体的な売却を念頭に尾鷲市と県有地内私道の取扱を協議 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有地内私道が存在しており、処分にあたっては整理が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾鷲市と県有地内私道の取扱に関する協議を継続する ・同一敷地内にある尾鷲寮と一体的な売却を念頭に置きながら、県有地内私道の取扱の整理後、現況有姿(建物付き)での売却に向けた取組(立会・測量・分筆等)を進める 	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
13	<p>(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 ＜四日市市管理＞</p>	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、四日市市が企業等向けに事務所等の貸付を行ってきた。平成30年12月に入居企業が退去したため平成31年4月1日から休館している。</p> <p>四日市市から入居希望者の意向確認の結果、入居希望者が集らず、利活用が見込めないとの報告があったため、協議の結果、<u>廃止(解体撤去)の方向で見直しを進める。</u></p>	<p>＜鈴鹿山麓リサーチパーク全体＞ 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・リサーチパーク連絡調整会議の開催 ・限定されている用途の拡大に向けて四日市市と協議 ・庁内情報共有会議の開催 ・R2.9 用途を「リサーチコア及び試験研究施設」から「準工業地域で建築可能な建築物(居住系を除く)」に変更(四日市市)</p> <p>【今後の予定】 ・「リサーチコア及び試験研究施設」に限定されていた用途が広がり、土地所有者である四日市市による土地利用が図られる見込みとなったことから、平成4年に竣工した鈴鹿山麓リサーチパークの振興策等の実現を図るため県が設置したリサーチパーク連絡調整会議について整理する</p> <p>＜旧三重ソフトウェアセンター社屋＞ 【経過】 ・市に対して、入居希望者の意向確認状況等、対応方針の確認 ・市の解体方針もふまえ、部内で課題を整理し、対応策を検討 ・市と廃止(解体撤去)の方向で見直すことについて協議 ・R2.12 見直しの方向性について議会で説明 ・R3.2 廃止(解体撤去)に向けて、県が負担すべき費用をR3年度当初予算に計上</p> <p>【市の対応状況】 ・H30.11～意向確認 ・R2.11 意向確認終了(希望者集まらず) ・R2.11～12 市常任委員会に解体方針を説明、補正予算で解体設計費を予算計上 ・R3.2 市議会に解体工事費予算を提出 ・R3～R4 解体設計、工事</p> <p>【課題】 ・解体費用の負担方法、負担額に係る整理 ・解体に係るスケジュールの調整</p> <p>【今後の予定】 ・R3.3～ 解体に向けて四日市市と引き続き協議 ・R3.4以降 解体撤去</p>	<p>総務部 地域連携部</p>

2 デジタル社会推進局について

1 デジタル社会推進局について

三重県では、デジタル技術も活用しつつ、県庁の働き方や組織運営を見直す「スマート改革」に取り組んでいますが、コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて全国に先駆けた取組を加速させていきます。

その取組の司令塔として、行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に強い権限を持って推進するため、常勤の「最高デジタル責任者＝CDO (Chief Digital Officer)」を置き、その職には、公募により外部の人材を登用するとともに、CDOを支える実行組織として、知事直轄の「デジタル社会推進局」を設置します。

「デジタル社会推進局」には、デジタル社会の形成に向けた方向性を取りまとめ、一貫したスピード感のある取組を進めるため、新たに「デジタル戦略企画課」を設置します。また、デジタル社会の形成に向けた関連業務を「デジタル社会推進局」に一元的に集約し、効果的に取組を進めるため、総務部「スマート改革推進課」を移管し、県庁のスマート改革をより一層推進するとともに、市町との連携体制の強化を図ります。さらに、社会全体のDXを推進するため、雇用経済部「創業支援・ICT推進課」を移管し、業務再編等を行ったうえ、「デジタル事業推進課」に改めます。

令和2年度（現行）	令和3年度
	【デジタル社会推進局】 最高デジタル責任者（CDO）、局長 副最高デジタル責任者（副CDO）、副局長 デジタル戦略企画課（新設） 企画調整班 戦略推進班
【総務部】 スマート改革推進課 スマート改革推進班 スマート県庁推進班 情報システム運用班 情報基盤班	スマート改革推進課（移管・再編） スマート県庁推進班 市町連携班 情報基盤班
【雇用経済部】 創業支援・ICT推進課 創業支援班 ICT・データサイエンス推進班	デジタル事業推進課（移管・再編） 新事業創出班 DX人材育成班

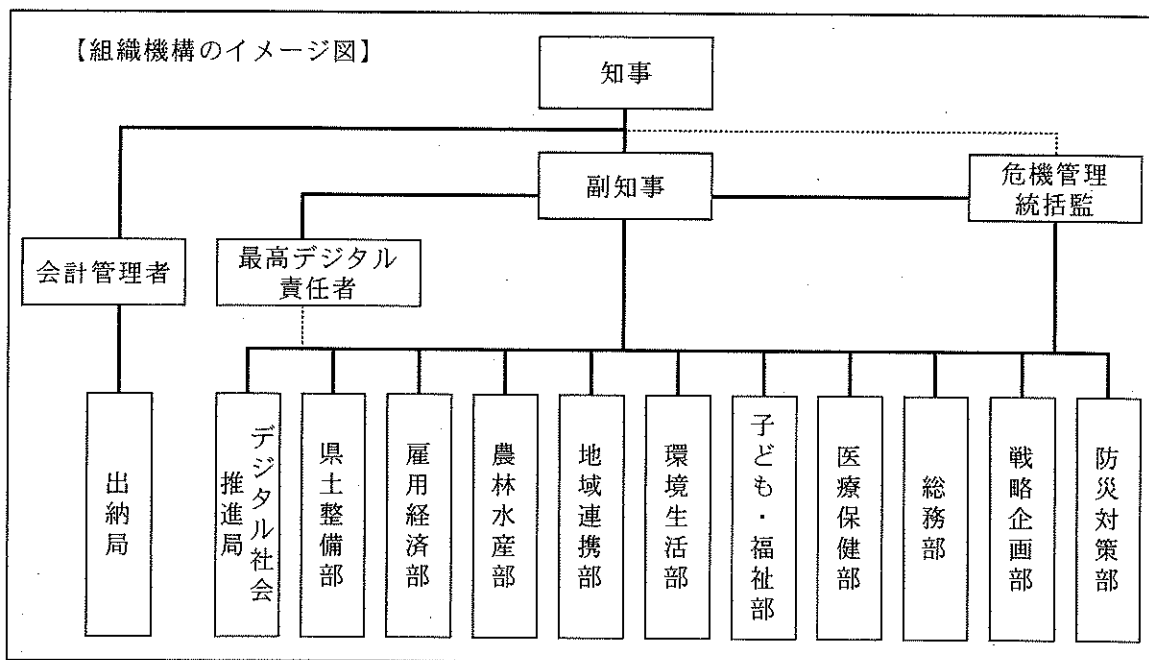
2 最高デジタル責任者（CDO）について

(1) 役割について

最高デジタル責任者（CDO）は、県全体のデジタル化を部局横断的に推進するための司令塔として、「知事の命を受けてデジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を掌理し、当該事務について全庁を指導統括すること」をその役割とします。

一方、デジタル社会推進局長は、部相当組織の長として、各部の部長と同様に、「県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する」ことをその役割としています。

なお、三重県部制条例の一部を改正する条例案を可決いただいた際には、意思決定の迅速化等の観点から、最高デジタル責任者（CDO）と局長及び副最高デジタル責任者（副CDO）と副局長をそれぞれ兼ねる方向で検討しています。



(2) 公募の結果について

242名の方にご応募いただき、選考の結果、次のとおり内定者を決定しました。

令和3年4月1日付で正式採用（任期：令和5年3月31日までの2年間）となり、常勤の一般職員として勤務開始となります。

※令和3年3月8日開催の人事委員会において採用等について承認済

①氏名・年齢

田中 淳一（たなか じゅんいち）氏 （44歳）

②現職等

一般社団法人ローカルソリューションズ代表理事

内閣府地域活性化伝道師

総務省地域情報化アドバイザー 他

3 今後の予定

令和3年4月のデジタル社会推進局の発足に向け、必要な準備を進めてまいります。

3 令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況について

「第三次三重県行財政改革取組」は、「スマート改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政運営の確保」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、別紙1のとおり取りまとめました。

なお、2月末時点で取りまとめているため、3月以降の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

【スマート改革の推進】

○「挑戦する風土・学習する組織」づくり（別紙1 番号1）

・「三重県職員人づくり基本方針（令和2年3月改定）」に基づく人材育成を進めていくため、重点的取組である「面談」の質の向上・コミュニケーションの充実、マネジメント能力向上等に向けた研修（eラーニングを含む）を管理職・係長等を中心に実施しました。

・新型コロナウイルス感染症対策をふまえた在宅勤務について、在宅勤務システムを導入し、研修の実施やマニュアルの整備など職員への普及・啓発を行うとともに、各職場における在宅勤務等の実態調査を行い、課題・業務の整理の検討を進めました。引き続き、実態調査で把握した職員・職場の意見を精査し、多様な職員の働き方に向けた制度のあり方を検討していきます。

○スマート自治体へのチャレンジ（別紙1 番号2）

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、三重県庁全体でスマート改革を加速させていくため、次の3つの変革を柱として取組を進めています。

<変革1 県庁改革 - Smart Government - >

- ・業務効率化・正確性確保に向けて、令和元年度に実証実験を行った業務等にRPAを本格導入するとともに、導入対象業務の調査を行い、導入を拡大
- ・機能的な執務環境、紙資料削減について検討を行い、本庁舎にモデルオフィスを整備し、令和3年度にかけて新しい働き方を実践し、検証を実施
- ・県民の利便性向上及び納期内納付の推進、早期収納に向けて、自動車税納付においてスマートフォン決済アプリを導入したほか、令和3年度からの使用料・手数料等へのキャッシュレス決済の導入に向けた準備を実施

<変革2 官民で実現する新しい働き方 - Smart Workstyle - >

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び行政機能の維持を図るため、Web会議や在宅勤務の環境を整備するとともに、1人1台パソコンからのWeb会議を可能とするなど環境を充実・強化（※変革1を含む）

＜変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 - Smart Solutions -＞

- ・スマート改革の推進に向けて、全庁的な推進体制を強化するため、行財政改革・デジタル戦略推進本部を設置
- ・スマート改革を推進する司令塔としてスマート改革推進課を総務部に設置し、各政策分野への最新技術の活用を促進
- ・公募の若手職員20名を対象に、先進技術にかかる研修や現場でのフィールドワーク等を行い、ICTを活用して社会課題の解決を進めることのできるスマート人材の育成を実施

○コミュニケーションの活性化（別紙1 番号3）

職場における対話の頻度を増やし、対話を通じてチームで職員を育成し目標に向かって業務を進めていくために、eラーニングによるOJT研修やワーク・ライフ・マネジメントシート等の様式の見直し、所属長の「面談」の質の向上に向けた研修等を実施するなど、コミュニケーションを促進する仕組みづくりに取り組みました。

【コンプライアンスの推進】

○コンプライアンス意識の向上（別紙1 番号4）

コンプライアンスを全庁的に推進していくため、本庁総務担当課長及び各地域防災総合事務所長等で構成するコンプライアンス推進会議を開催し、取組内容の検討、各職場への取組の徹底を図るとともに、事例の検証や再発防止に向けた意見交換を行いました。

また、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

【持続可能な行財政運営の確保】

○県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立（別紙1 番号6）

機動的かつ弾力的な行財政運営が確立できるよう、経常的な歳出の抑制を図るとともに、未利用財産の積極的な売却やクラウドファンディングの活用等による歳入確保策の推進など歳入歳出両面における取組を進めています。

今後も、県財政の健全化に向けて、経常的な支出の抑制や多様な財源確保の取組を継続していきます。

○多様化する県民ニーズに応えるための取組の推進（別紙1 番号7）

県民参加型予算において、事業構築の検討段階で県民からの意見募集を行い、いただいた意見をもとに令和3年度事業を構築しました。

2 進捗状況と今後の進行管理

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」における「行政運営の取組」の主指標である「行財政改革取組の達成割合」について、7つの具体的取組のうち、今年度は予定どおり2取組が達成となる見込みです。

今後の進行管理について、達成度が「継続」の取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行います。また、既に「達成」見込みの取組においても、定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上に努めます。

4 関係団体に対する県の事務支援に係る点検結果について

1 経緯

関係団体に対する県の事務支援については、平成11年度から各部局において見直しに取り組み、総務部で集約を行っていました。一定の成果が出たことから、平成22年度以降、各部局において主体的な見直しを継続しているところです。

総務部で集約していた当時から約10年が経ち、社会経済情勢が変化し、職員数が減少する中で、官と民の役割分担や県関与の割合といった公的関与の必要性の観点から、今回改めて関係団体に対する事務支援について再点検を行うとともに、12月の常任委員会の議論をふまえ、本常任委員会にて点検結果を報告するものです。

2 点検の方法

県の直接の業務でないものの、県職員が公的な立場で事務の支援を行っている団体の事務について、次の事務支援が行える判断基準に照らして、再チェックを行うとともに、あわせて社会経済情勢の変化や職員数の減少が進む中、より質の高いサービスを提供していくため、改めて県が当該事務を行う必要性や県の関与の割合についても再点検を行いました。

基準1 団体の事務が、本来事務と密接不可分であること

基準2 団体の事務が、職務専念義務免除の規定に該当するものであること

※団体の事務が、「職務に専念する義務の特例に関する規則」に規定されている、「県の行政と密接な関係を有し、指導育成を行なうことを相当とする団体の事務に従事する場合」に該当すること。

基準3 団体にかかる事務量の割合が、担当者の公務執行上、支障がないこと

※「支障がない」とは、「当該団体にかかる事務処理を、公務の合間等で処理することが可能であり、時間外勤務に及ぼす影響がほとんどない場合」をいう。

3 点検結果等

(1) 点検結果

現在、事務支援を行っている関係団体は、別表の33団体です。このうち、29の団体については、上記2の基準1～3を満たしており、特に問題がなかったことから、引き続き事務支援を行っていきます。次の4団体については、一部取り扱いを見直し、事務支援を継続していきます。

※「一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）三重県支部」については、各都道府県により共同で設立された財団であること、「三重県花植木振興会」については、県内花き花木の生産振興のために県が立ち上げた組織であること、「三重県農業機械化協会」、「三重県国際農業者交流協会」については、当該団体と連携することにより県の農業の発展に寄与すること、等の理由から、県の業務と位置づけて事務処理を行

っていましたが、今回の点検により、他の事務支援を行っている団体とのバランス等も考慮して、今後は職務専念義務免除の承認を得て、事務支援を行っていくこととします。

(2) 今後の事務支援について

(1) の結果をふまえた上で、別表の33団体のうち、次の団体については、事務を減少して、引き続き事務支援を行っていく予定です。

- ①「三重県博物館協会」及び「三重県図書館協会」については、協会の事務等の見直しに伴い、県が支援を行う部分の事務量が縮減されるものです。
- ②「三重県花植木振興会」については、事務支援の内容を精査し、団体が主体的に実施すべき業務については、県の事務支援から、団体が主体的に実施していくこととします。ただし、円滑な移行のため、移行期間を設けます。
- ③「新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会」については、三重県内区間が開通したため、当面、滋賀県が事務局を務めることにより、三重県分の事務量が縮減されるものです。

4 今後の対応

社会経済情勢が変化する中、県民のニーズに応じた持続可能な質の高い行政サービスを提供していくため、関係団体に対する県の事務支援については、引き続き各部局が主体的に検証を行っていきます。

事務支援を行っている関係団体（33団体）

別表

部局名	団体名	今後の事務支援	事務支援の縮減（予定）
防災対策部	三重県消防協会	○	
	生活協同組合全日本消防人共済会三重県支部	○	
	三重県消防学校運営連絡会	○	
戦略企画部	三重県広報協会	○	
	北方領土返還要求三重県民会議	○	
	東京三重県人会	○	
医療保健部	三重県精神保健福祉協議会	○	
	三重県立公衆衛生学院後援会	○	
	公益財団法人三重県角膜・腎臓バンク協会	○	
環境生活部	三重県博物館協会	○	協会の事務等の見直しに伴う縮減
	三重県図書館協会	○	協会の事務等の見直しに伴う縮減
	三重県金融広報委員会	○	
	チャレンジ実行委員会	○	
	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)三重県支部	○	
地域連携部	三重県消防協会北勢支会	○	
	三重県消防協会中勢支会	○	
	三重県消防協会松阪支会	○	
	三重県消防協会南勢支会	○	
	三重県消防協会伊賀支会	○	
	三重県消防協会紀北支会	○	
	三重県消防協会紀南支会	○	
農林水産部	三重県漁業士会	○	
	三重県魚食リーダー協会	○	
	三重県養鰻管理協議会	○	
	三重県漁港漁場協会	○	
	三重県花植木振興会	○	事務支援の精査による縮減
	三重県農業機械化協会	○	
	三重県国際農業者交流協会	○	
雇用経済部	関西大阪三重県人会	○	
県土整備部	新名神高速道路建設促進期成同盟会	○	
	新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会	○	滋賀県が当面、事務局を務めることによる縮減
	紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会	○	
	三重県建設技術協会	○	

5 令和2年度「スマート改革」の進捗状況について

スマート改革については、「変革1 県庁改革 Smart Government」「変革2 官民で実現する新しい働き方 Smart Workstyle」「変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 Smart Solutions」の3つの変革を柱として、全庁的に取組を進めているところです。今年度は、Web会議や在宅勤務が各職場に浸透するとともに、AI・RPA等の新たな技術の導入や検討が積極的に行われるなど、職員の働き方の見直しや業務の生産性向上、社会課題の解決に向けたテクノロジーの活用が進みました。

本取組の進捗状況について、今年度の実績を別紙2のとおり取りまとめました。

※2月末時点。3月以降の実績は見込み。

1 主な実績・取組状況

【変革1 県庁改革 - Smart Government -】

新型コロナウイルス感染拡大を契機として急速に利用が広がっているWeb会議など、デジタルツールを活用した職員の生産性の向上、意識改革に注力しました。また、スマート改革推進課に部局の窓口担当を設置し、各部局の取組を後押ししました。

○Web会議の活用

6月にWeb会議システムと専用端末60台を導入し、11月には職員一人一台パソコンからWeb会議(Webex)ができるよう環境の整備を進めました。様々な会議、研修、オンラインイベントなど、多様な場面でWeb会議の活用が全庁的に進みました。新型コロナウイルスの感染拡大防止、行政機能の維持を図るとともに、移動に係る時間・旅費の大幅な削減(※)、必要な会議のタイムリーな開催による情報収集など、生産性の向上につながっています。

※旅行実績(速報値)：旅行件数約40%減、旅費約71%減(2月末。対前年同月比。総務事務データ)
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となった旅行を含む。

○AI・RPA等の新たな技術の導入による業務効率化・正確性の確保

AIについては、AI議事録やAIチャットボットなどの基本的な技術の導入のみならず、SNS・AI技術を活用し災害情報を自動マッピングし可視化するシステムの運用を開始するなど、その活用が進んでいます。

RPAについては、28業務で活用・導入を進めており、RPAのみならず、AI-OCRやEXCEL VBA(EXCELの自動処理プログラム)による作業の自動化についても12業務に適用できる見込みです。今後、RPAを活用するための人材育成を実施する予定です。

○ペーパーレス化・オフィス改革等

ペーパーレス化については、ペーパーレス会議システム及びモバイル端末を導入し、部長級会議等での活用に取り組みました。また、本庁舎を中心とした行政WANの無線化、一人一台パソコンの小型化、大型モニタ・サブモニタ等を活用したペーパーレス会議や打合せ等により、紙資料を削減しつつ、作業効率を上げる取組を進めています。

オフィス改革については、ABW(アクティヴ・ベスト・ワークスタイル(※))を基本としたモデルオフィスを本庁舎2階に整備しました。今後は、新しい働き方を実践しつつ検証を行い、庁内外への展開を図ります。

※ABWとは、オフィス内に多様な執務スペースを用意し、職員が仕事の目的や内容に合わせて適した「場所」を選択する働き方。

【変革2 官民で実現する新しい働き方 - Smart Workstyle -】

ニューノーマルにおける働き方を検討するにあたり、その代表例である在宅勤務について、システムの導入と運用・制度面での課題整理を進めています。また、官民で進める新しい働き方のモデルとして、ワーケーションの推進に取り組んでいます。

○テレワーク（在宅勤務等）の運用

在宅勤務については、6月に在宅勤務システムを導入し、8月には在宅勤務の周知と運用・制度面での課題等を検証するため、「県庁テレワーク・デイズ2020」を実施しました。今後、職員への実態調査の結果をふまえ、在宅勤務における課題の検討を進めるとともに、モバイルワークを含めたテレワークの推進に取り組めます。

○ワーケーション等の研究・検討

ワーケーション推進に向けて、モデル事業による県内受入体制の構築支援や県営公園内にWi-Fiを導入する等の環境整備を進めています。今後は、首都圏等の企業・個人へのプロモーションを実施するなどして、県内受入施設とのマッチングを促進します。

【変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 - Smart Solutions -】

スマート改革推進課を司令塔として、各政策分野への最新技術の活用を後押ししています。また、ICTを活用し社会課題の解決を進めることのできるスマート人材の育成に取り組まれました。

○社会課題の解決に向けたテクノロジーの活用

障がい者の社会参加促進へのロボットの活用、AIカメラによる混雑状況の見える化・Web来店システムの導入など安全・安心な観光地づくりのための実証実験、「空飛ぶクルマ」の実証実験の誘致、AIドリルを活用した実証事業やオンライン教育などICTを活用した学びの充実に取り組むなど、幅広い分野で社会課題の解決に向け、積極的に先進技術の活用を進めています。また、農林水産・観光・教育分野において、兼業・副業人材の活用による事業のデジタル化支援に取り組んでいます。

○人材の育成

スマート人材の育成については、公募の若手職員20名を対象に、デジタル戦略推進に関する連携協定を締結した事業者等の協力も得ながら、AI等の先進技術やデータの活用、プロジェクト管理などの研修、市町や県内事業者、生産者の現場でのフィールドワーク等を行い、ICTを活用して社会課題の解決を進めることのできる職員の育成に取り組まれました。今後は、スマート人材の育成に加え、職員のデジタルにかかる資質の向上に取り組むとともに、社会全体のデジタル人材の育成について後押ししていきます。

2 今後の取組について

令和3年度から、デジタル社会形成に向けた全庁的な司令塔として最高デジタル責任者＝CDO（Chief Digital Officer）を置き、実行組織として、三重県版デジタル庁である「デジタル社会推進局」を設置し、行政のスマート改革、社会全体のデジタル化を部局横断的に強い権限を持って推進します。

6 「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）」について

1 後期計画の策定について

県では、平成27年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員の活躍のための取組を計画的かつ着実に推進していくため、特定事業主としての行動計画（前期計画。計画期間：平成28～令和2年度）を平成28年3月に策定し、取り組んできました。

関係法令や国から示された行動計画策定指針等に基づき行った状況把握・課題分析及び職員の声をふまえ、令和3年4月からの後期計画を策定します。

2 計画の内容

後期計画の概要は次頁のとおり、また、本冊は「別紙3」とおりです。
当該計画の目標は、次のとおり定めます。

項目	現状値 (令和2年4月1日時点)	目標値 (令和7年4月1日時点)
管理職に占める 女性職員の割合	11.0%	16.0%

※教員及び警察職員を除く県職員

項目	現状値 (令和2年4月1日時点)	目標値 (令和7年4月1日時点)
課長補佐、班長、地域 機関の課長等に占める 女性職員の割合	13.9%	26.0%

※教員及び警察職員を除く県職員

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男性職員の 育児休業取得率	32.95%	50%
男性職員の 育児参加休暇 5日間完全取得率	47.60%	100%

※ 現状値は行動計画対象組織の合計値を記載

※ 男性職員の育児参画にかかる目標については、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」の改定等に伴い、連動して改定を行うこともある。

3 今後の予定

常任委員会の意見もふまえ、今年度中に策定を行い、職員へ周知を図っていきます。

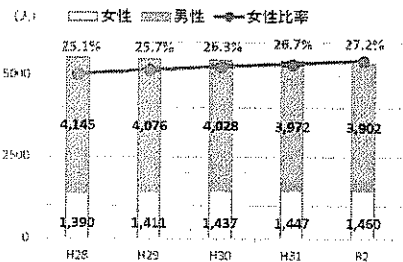
女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）

総務部
人事課

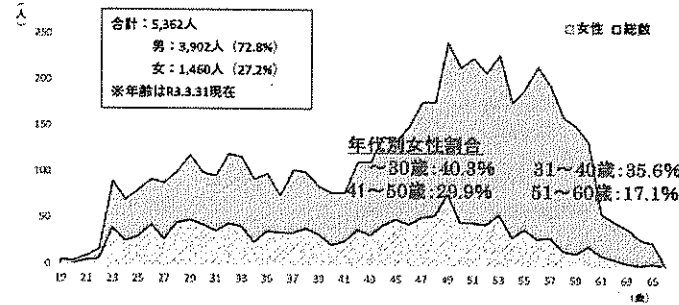
【趣 旨】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（令和7年度末までの時限立法）」に基づき、女性職員の活躍のための取組を計画的かつ着実に推進していくため、特定事業主としての計画を策定
前期計画（H28～R2年度）に基づく取組状況を踏まえ、令和3年4月から令和8年3月までの5年間の計画となる後期計画を策定する。

【対象機関】 知事部局及び労働委員会事務局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局

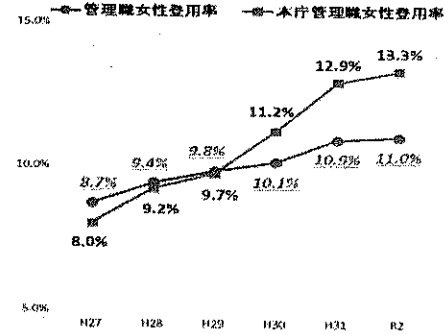
【現 状】



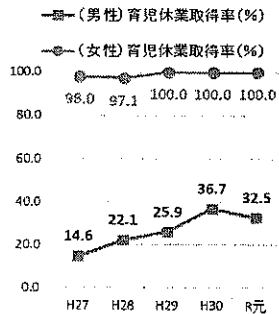
（図1）男女別の職員数・女性割合の推移



（図2）R2.4.1現在員数

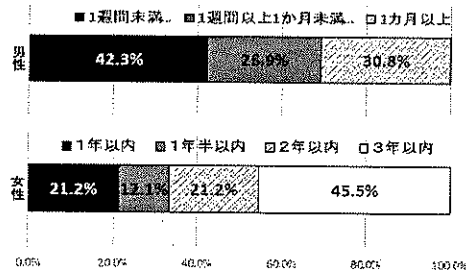


（図3）管理職への女性登用率の推移

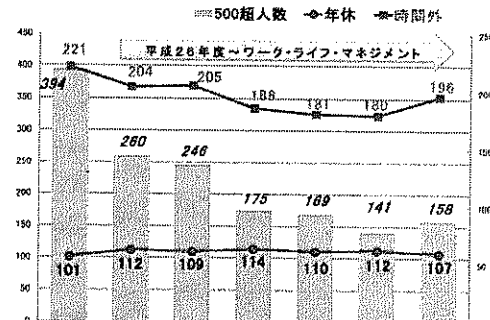


（図4）男女別の育児休業取得率の推移（知事部局のみ）

取得率・期間ともに男女間で差がある



（図5）男女別の育児休業取得期間（R元度、知事部局のみ）



（図6）一人あたり年休取得時間、時間外勤務時間等の推移（WLM資料より）

【前期計画の目標→実績】

管理職への女性登用率
10.0% → 11.0%

本庁知事部局における管理職への女性登用率
30.0% → 13.3%

育児休業取得率（男性）
25% → 32.95%

育児参加休暇取得率（男性）
100% → 95.45%

【これまでの取組と成果】

- 採用試験を行う人事委員会と連携したさまざまな広報活動を行い、毎年度約4割は女性を新規に採用
- 意欲・能力のある女性を積極的に管理職へ登用するとともに、女性を配置する管理職ポストも拡大し、県政史上初の女性副知事も誕生
- 管理職に対する研修やハラスメント防止の取組等を継続的に進め、職員満足度アンケートでは回答者の約85%が「性別にかかわらず能力が発揮できる環境である」に肯定評価
- 次世代育成支援の取組を積極的に行い、男性の育児休業取得率は全国でもトップクラス
- ワーク・ライフ・マネジメントの推進により、時間外勤務は減少傾向

【課 題】

- 入口となる採用の段階において女性割合を高めるための積極的な広報活動
- 取組が不十分であった将来的な管理職への登用につなげるための管理職前段階における積極的な人材育成
- 固定的性別役割分担意識の是正と男性職員の家庭（家事・子育て・介護等）参画を応援する職場づくりによる男性職員の家庭参画の質の向上
- 長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進

【後期計画の方針】

1 女性活躍に向けた人材育成と職場づくり

→女性活躍推進のための特定事業主行動計画の重点取組

2 男性職員の家庭参画の推進

→次世代育成のための特定事業主行動計画と連動

3 誰もが働きやすい職場づくり

→ワーク・ライフ・マネジメントの推進と連動

【後期計画の目標】

■管理職に占める女性職員の割合 16.0%

■課長補佐、班長、地域機関の課長等に占める女性職員の割合 26.0%

(令和7年4月1日時点)

▶ あらゆる分野・場面での女性職員の活躍をめざすため、本庁及び地域機関の管理職ポストへ女性職員を積極的に配置します。

▶ 将来的な管理職への登用につなげるため、管理職前段階における女性職員の割合にかかると目標を新たに設けます。

■男性職員の育児休業取得率 50%

■男性職員の育児参加休暇
5日間完全取得率 100%

(令和7年度)

【後期計画の主な取組】

- 採用に向けた説明会等において、仕事と家庭の両立にとどまらず、キャリアアップもめざせる職場であることを情報発信します。
- 女性職員の多様な視点を施策の展開に活用するため、その適性や経験を生かすことのできる職、さらには、管理職への登用を視野に入れ、それに向けた多様な知識や経験を身に付けることができる職への積極的な配置を行います。
- 役職毎の階層別研修において、マネジメント能力の向上に重点を置いた内容の研修を実施し、マネジメントに必要な知識等の習得を図ります。
- 管理職は、業務配分にあたっては、若手職員や子育て等の時期にあっても、やりがいを感じられる業務を経験させ、職員のキャリア形成支援と意欲の向上を図るとともに、そうした職員を支援する職場づくりを進めます。
- 仕事と家庭（子育て・介護等）の両立を応援する職場づくりを進めます。

2

職場を優先するような環境や、固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する諸要因の解消を図るため、職員全員を対象に、次世代育成、男女共同参画、人権等の研修を行います。

「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」により、育児参画のための休暇等のさらなる取得促進と、円滑な取得に向けた職場づくりを進めます。

3

長時間労働の是正に向け、部局長や所属長がリーダーシップを発揮し、職員一人ひとりが主体的に「ワーク」と「ライフ」をマネジメントできるよう、労使協働により着実に推進します。

テレワークや時差出勤等、柔軟な働き方を可能にする制度や環境の整備を進めます。

「職場等におけるハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づいた取組により、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保します。

7 審議会等の審議状況について

(令和2年11月20日～令和3年2月16日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和2年12月23日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥原 貴士 ほか2名
4 諮問事項	<p>変更認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 三重県スポーツ協会 <p>変更認可申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一財) 三重県武道振興会 ・ (一社) 鈴鹿青年会議所 ・ (一社) 亀山青年会議所
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財): 公益財団法人、(一財): 一般財団法人、(一社): 一般社団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和2年12月22日、令和3年1月15日及び2月4日
3 委員	会 長 中西 正洋 委 員 岩崎 恭彦 委 員 坂口 知子 ほか3名
4 諮問事項	・生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求 1件 ・大麻取締法の規定に基づく処分に係る審査請求 1件 ・生活保護法に基づく処分に係る審査請求事件 1件
5 調査審議結果	審査請求3事件について調査審議を行いました。
6 備考	

(3) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和2年11月30日、12月24日、令和3年1月22日
3 委員	委員 長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 委員 長尾 英介 委員 森本 祥子 委員 矢切 努
4 諮問事項等	<ul style="list-style-type: none">・三重県公安委員会公文書管理規程（案）等の諮問について・令和2年度の廃棄予定の公文書ファイル等について・知事ほか7実施機関の公文書管理規程の一部改正（案）の諮問について
5 調査審議結果	諮問事項等について調査審議を行い、答申等を決定しました。
6 備考	